

御宿町漁業用燃油価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の原油価格高騰により漁業経営に影響を受けている漁業者の負担軽減のため、漁業に利用される燃油の価格高騰分の一部を予算の範囲内において御宿町漁業用燃油価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 「漁業者」とは、御宿岩和田漁業協同組合（以下「組合」という。）に所属する正組合員で、漁船の所有権又は使用权を有する者をいう。
- (2) 「漁船」とは、漁業の用に供される船舶のうち、稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもので、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する千葉県知事の備える漁船原簿に登録がされているものをいう。
- (3) 「燃油」とは、漁業の用に供する軽油、ガソリンの石油製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす漁業者とする。

- (1) 令和4年1月1日から12月31日までに漁船の操業に要する燃油を組合より購入した者
- (2) 本町における税を滞納していない者
- (3) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(交付額等)

第4条 補助金の交付額は、令和4年中に購入した燃油1リットル当たり5円を乗じて得た額（100円未満切捨て）を交付する。ただし10万円を上限とする。

(交付申請及び請求書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、御宿町漁業用燃油価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 補助金の振込先が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請期限は、令和5年12月28日までとする。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、御宿町漁業用燃油価格高騰対策支援補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定により交付決定したものについて、補助金の交付をもって交付額の確定をしたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。